

令和 5 年度立川市一般会計事故繰越しについて

上記について報告する。

令和 6 年 6 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定において準用する同令第 146 条第 2 項の規定による。

令和5年度立川市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
3 民生費	1 社会福祉費	地域密着型サービス等 整備推進補助	円 73,537,000	円 68,389,000	円 5,148,000	円	円 5,148,000	円	円 4,448,000	円 700,000	エレベーター納期の 遅延により、補助対 象の整備工事が年度 内で完了しなかった ため。
10 教育費	3 中学校費	第八中学校受変電設備 改修	46,535,500		46,535,500		46,535,500			46,535,500	電線ケーブルの受注 停止に伴い、年度内 の事業完了が困難と なったため。